第5章 快適な環境の創造

第1節 身近な緑空間の確保

1 現状と課題

都市部における豊かな緑空間は、良好な風致、景観を備えた地域環境を形成するとともに、自然とのふれあいを通じて心身ともに豊かな人間形成に寄与したり、スポーツ・レクリエーションの場や災害時における避難場所を提供するほか、公害・災害の発生の緩和、水源かん養、二酸化炭素の吸収、ヒートアイランド現象の緩和などの多様な機能を有しています。また、野生動植物の生息・生育空間としても貴重なものです。

しかし、都市部において緑空間は減少の傾向にあることから、周辺の里山や鎮守の森などの身近な緑空間は人々の潤いの場となっていると同時に自然環境学習の場としてもますます重要になっています。ゆとりのある生活空間を確保し、公園・緑地や街路樹の整備、公共施設の緑化、民有緑地の保全等を積極的に進めることなどにより、身近な緑空間を保全・創出していくことが必要ですが、そのためには、一人ひとりが身近な緑を守り、育てていこうとする意識を持つことができるような取組を行うことも重要です。

府では、「京からやさしい環境づくり・人と水と緑の共生」を基本理念とした「府広域緑地計画」を13年5月に策定しました。この計画は主に都市計画区域を対象として、緑地の確保目標、広域的な緑地の配置計画、都市緑化の推進方策等について策定する緑に関する総合的な計画で、市町村が策定する「緑の基本計画」の策定指針としても位置付けています。

2 公園等の整備と緑地の保全

都市公園等の整備

府内の都市公園は、13年度末で1,747箇所、1,495haを開設しています。府立都市公園は、2年度以降、関西文化学術研究都市記念公園や洛西浄化センター公園を新たに開設したほか、木津川右岸運動公園(仮称)や丹後リゾート公園(仮称)等の整備を進めています。また、都市公園のほか、カントリーパークも5箇所供用しており、都市公園と併せて、スポーツレクリエーション活動の拠点や都市内の貴重な憩いの場として多くの府民に利用されています。

更に、公園等の維持管理の過程で発生する植物性廃棄物をチップ化してマルチングや堆肥として再利用することにより C O 2 の排出を抑え、地球環境に配慮した「環境にやさしい公園」づくりを進めています。

緑地の保全

(1) 緑化の推進(美しい森づくりの推進)

森林が有する公益的機能の良好な発揮を通じて、美しい地域づくりはもとより、豊かな府民 生活の充実を図っていくため、緑の保全・創造や緑とのふれあいの機会の充実に努めています。

- ・「府民の森ひよし」における府民参加による森づくりの推進
- ・緑の少年団活動の支援
- ・府民参加の森林づくり、緑あふれるまちづくり等を進める森林ボランティア等への指導・助

(2) 都市農地の保全と活用

生産緑地制度の適切な運用等により優良な都市農地を保全するとともに、市民農園の整備等を促進しながら、都市部において貴重な緑空間を形成している都市農地の利活用を進めています。

3 緑化の推進

道路、公園、公営住宅等の公共施設の緑化

<花と緑の回廊1000キロ構想>

21世紀初頭に向けて、広域幹線道路はもとより、そのアクセス道路や観光地・リゾート地を結 ぶ道路などで、次に示す緑化方法により、快適で潤いのある道路空間の創出を図ります。

- ・並木街道(地域の顔となる"緑の街道づくり"としての緑化)
- ・ロードパーク ("やすらぎのスペース"としての緑化)
- ・グリーンスポット ("緑の道しるべ"となる緑化)
- ・周辺景観との調和(沿道景観と一体的に行う緑化)

水とみどりのネットワークの形成

(1) 指定状況

自然・利用・防災・景観のネットワークの1つとして、自然歩道のネットワークがあり、府内では、東海自然歩道をはじめ、約786kmの自然歩道等が指定されています。

(2) 今後の展開

自然、公園、樹林地、農地等のみどりを、公園の整備、地域制緑地の指定、河川、自然歩道、 自転車等によって機能的・有機的に連携し、水とみどりのネットワーク形成を図ります。既存 ルート等を有効に活用し、長距離自然歩道等による他府県にまたがる連携等の広域的な視点か ら、2010年には指定延長1,000kmのネットワークの形成を図ります。

名 科	ķ	延長	備考
近畿自然均	步道	353km	H 9 指定
丹波散策の	り道	250km	H 1 指定
東海自然均	よ道	158km	S 49指定
山背古	道	25km	
合 計		約786km	

表3-26 既設の自然歩道等

第2節 水辺環境及び水循環の保全・確保

1 現状と課題

府民のゆとりと豊かさへの志向や、自然環境への関心が高まる中、河川などの身近な水辺空間は、 府民の親水空間として重要な役割を果たしているとともに、景観的な側面からも人間生活に潤いを与 えるものとなっていることから、人と自然のふれあいの場として、水辺の生物の生息空間にも配慮し た水辺環境の保全・整備を進めることが重要となっています。

また、降水、蒸発、河川表流、地下浸透等によって水循環が形成され、その水循環が健全に保たれることによって、水環境が保全(水量の維持、水質の維持、水生生物の生息・生育環境の確保、水辺環境の確保等)されています。また、健全な水循環の確保は、ヒートアイランド現象を緩和するなどの効果が期待されていますが、近年、都市化の拡大に伴って、地表面を覆うアスファルトやコンクリートなどの増加によって雨水が地下に浸透しにくくなったり、地下構造物の増加によって地下水の流れが阻害され、都市部の土壌の保水力が低下しつつあります。また、水源地域においては森林等の管理水準の低下などによって水源かん養能力の低下が指摘されています。このようなことから、河川流

域総体としての土壌の保水機能が減退した結果、健全な水循環が維持しにくくなるとともに、多雨季には河川流出量が急増し、市街地内河川の溢水被害、内水被害、更には洪水に伴う土砂災害の増大等が懸念されています。また、一部地域における地下水からの過剰揚水による地下水位の低下、地盤沈下などが懸念されています。

健全な水循環を確保していくためには、その源となる水源地域の保全と水質の安全性を保つ必要があることから、森林、農地等の有する水源かん養機能を確保し、水源地域の保全を行うとともに、公共用水域、地下水等の水質の保全を行うことにより、水源の質・量の安定的確保に努める必要があります。

また、水循環が阻害される都市部においては、透水性舗装の採用や地下への雨水浸透ますの設置など、自然の水循環の回復に努める必要があります。

2 水辺環境の保全・確保

河川環境の整備及び河川敷等の適正管理

(1) 京(みやこ)の川づくり事業

府民のゆとりや豊かさへの思考、自然環境への関心の高まりの中、河川空間が水と緑の貴重なオープンスペースであることから、京都市内の41河川を対象に、山紫水明の歴史都市・京都にふさわしい良好な水辺環境の創造を進めています。

(2) 水辺環境整備事業

安全で安定した生活基盤の確保とともに、快適な住環境とアメニティの創出を図るため、3年度から水辺環境整備事業を実施しており、まちのシンボルとなる河川において、市町村のまちづくり計画と整合を図りながら周辺の環境や景観と調和した水辺環境の創造を進めています。

(3) 京(みやこ)の川再生事業

普段は水が非常に少ない京都市内の小河川について、清流の復活、都市環境の改善、消防機能の強化等を目指して、多様な水源の確保やまちづくりの核となる水辺空間の整備を進めています。

(4) やすらぎ砂防事業

土石流等の土砂災害の防止を図るとともに、個々の渓流の自然や地域の特性を活かした砂防 設備の整備を行うことにより、人々に親しまれ、やすらぎとなる場所を提供しています。

(5) 砂防環境整備事業

上流の砂防設備が整備され、土石流等による直接的な土砂災害のおそれのなくなった都市及 び都市周辺の渓流において、自然環境の調和を図り、緑と水辺の空間を確保し、生活環境の整 備を進めています。

海岸における環境の整備

港湾における快適な環境を創出するために、舞鶴港、久美浜港等において、地域住民が海に親しむことのできる開放的な親水・交流空間を有する港湾緑地の整備を進めています。また、閉鎖性海域である宮津港阿蘇海においては、覆砂により水質・底質環境の改善に取り組んでいます。

ため池、農業用水路等の整備

安定した農業用水の確保を図りながら、農業・農村地域の豊かな自然環境を活かした水辺空間を創出するため、地域用水環境整備事業や「ため池ルネサンス構想」に基づいたため池等整備事業を実施し、人と自然、歴史と文化、農村と都市のふれあいの場の提供に努めています。

3 水循環の保全・確保

水源地域となる森林の保全・整備

森林は、木材を生産する役割と併せて、水資源のかん養・土砂の流出等の災害の防止・保健休 養など様々な公益的機能を有しています。地域住民の生活に関連したこのような森林の機能を維 持増進させるため、保安林整備計画による保安林の指定の促進及び治山事業による保安林の整備 を実施しています。

水の流れの回復

水量が減少した河川においては、水質の浄化、生物の生息、景観等に配慮しながら水の流れの回復に努めています。

西高瀬川の京の川再生事業については、13年度に補助事業として採択され、平常時に水の少ない区間の水量確保を行うため、導水施設について調査を進めています。

雨水、下水処理等の有効利用の促進

雨水は地下水かん養や都市河川の水量の維持など重要な役割を果たしています。雨水利用を促進することによって水循環、水資源への関心を高めることができるとともに、浸透施設と組み合わせることにより更に有効となります。

府においても、公共施設での雨水利用を行っているところです。

第3節 良好な景観の保全・創造

1 現状と課題

京都府の地形は、南北に細長く、リアス式海岸、山地、盆地や河川などの変化に富んだ自然に恵まれ、そこに生活する人々の営みによって多様な景観を育んできました。

また、長い歴史をしのばせる建築物や社寺等、あるいは、京都市内に残る町家など、特色ある街並 みが数多く残されています。

その一方で、急速に進む都市化の中、特に都市部の景観は急激に様相を変え、街の景観の骨格となる道路や建物、河川整備などでは景観に配慮したものが徐々に増加しつつあるものの、まだ十分とはいえません。また、農山漁村においても、過疎化や高齢化の進行、社会経済情勢の変化などにより、かつて農林漁業などの生産や生活と一体となって維持されてきた、落ち着きのある美しい景観を維持していくことが困難となってきています。

農山漁村、都市などの別を問わず、これからの街づくりにおいては、良好な京都の自然環境を保全することはもとより、地域の自然的・文化的・歴史的特性を活かした質の高い環境を創造していく必要があり、地域の自然や歴史的遺産、文化的な伝統を活かしつつ、人々の暮らしと調和する美しい街並みや農山漁村の景観形成を推進する必要があります。

2 自然景観の保全・創造

優れた風景地の保全

府内にはまだ多くの保全すべき優れた自然、景観が残されており、近年、自然環境に対する意識の世界的な高まりの中、貴重な自然環境や田園風景、歴史に裏付けられた町並みの保全等が求められています。また、最近のレクリエーション需要においては、施設利用から自然体験へと変化しており、身近な自然や文化を手軽に体験できる場が求められています。

貴重な自然や景観の保全を図るとともに、その計画的な利用を進めていくために、自然公園の

新規指定及び拡大を図り、2010年には指定面積(2000年現在8,702ha)の倍増を目指しています。

自然環境と調和した地域づくり

府内にみられる原生的な自然環境や、歴史的遺産が一体となって歴史的風土を形成し、文化的にも学術的にも高い価値を有する自然環境などの優れた自然環境を活かし、調和のある美しい地域づくりを推進しています。農山漁村の豊かな自然環境・文化などの地域資源を府民ぐるみで守り育てる事業として、「共育の里づくり事業」を実施し、瑞穂町及び大宮町において事業推進のための協議会を設立し、農作業体験などを実施しました。

3 農山漁村景観の保全・創造

京都特有の農山漁村景観の保全

農山漁村における地域文化に根ざした特色ある景観等を、農村計画の視点から点検し、各地域 に固有の景観が良好に形成されるよう保全整備を図っています。

ふるさと景観形成事業

・ふるさと景観形成促進

農村集落の景観を点検・検討し、今後の景観保全や良好な景観への誘導の方向をまとめた「ふるさと景観図」を作成

・ふるさと景観形成整備

修景施設、親水施設、生態系保全施設、休憩施設等

地域の植生を活かした特色ある里山の整備

近年、生物多様性の観点などから、原生的な自然ばかりでなく、里山や農耕地、採草地などの 二次的な自然環境の重要性が見直されてきました。

これら身近な自然は、人間活動に伴う生態系の適度なかく乱により形成された多様な環境であるため、そこに生育・生息する野生動植物も多様で、面積あたりの種数は極相林よりも多く、希少な動植物の生息・生育地となっていることも多くあります。

しかし近年、里山などの身近な自然は生活スタイルの転換等によって人との関わりが薄れ、これを維持していくことが困難な状態となってきました。また、都市部周辺では開発の対象となり、多くの自然が失われました。このため、オキナグサやエビネ、メダカ、タガメといった、本来は身近な生物が急減し希少な種となるなど、生物多様性の点からも影響が現れています。

こうした中で、身近な自然を保全していくには多大な努力が必要となります。里山などが生活や生産の場として活用されることが最も望ましいのですが、過疎化などにより、多くの人手を要する維持管理は困難な場合が多く、これに代わる手法の導入が必要となっています。12年4月にオープンした「府民の森ひよし」では、里山の働きや歴史・文化などを展示等により紹介するとともに、体験・学習・実践を通じた府民参加による里山の整備を進めています。

4 都市景観の保全・創造

各種制度の運用による計画的な都市整備の推進

都市計画は、住民の健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保することを目的として 土地の合理的な利用を図る計画であり、快適で住みよい生活環境を形成していくという点で環境 保全に密接に関わってきます。

(1) 都市計画区域の指定

都市計画区域は、自然的・社会的条件から一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域について指定します。府においては14区域197,399ha (関係市町27)を指定しています。

(2) 都市計画(土地利用関係)の決定

府の都市計画区域のうち、人口の集中がみられる8区域については、市街化を促進する区域 (市街化区域)と市街化を抑制する区域(市街化調整区域)に区分し、土地利用を規制、誘導 して計画的な都市づくりの推進を図っています。

更に、都市計画の目的を実現するため、土地の自然的・社会的条件及び土地利用動向を勘案 して、必要に応じ用途地域、高度地区、風致地区などの地域地区を10都市計画区域において決 定し、建築物等の規制、誘導を図っています。

また、住民の生活に身近な地区を単位とする地区計画は、地区の特性に応じた一体的・総合的な計画を策定して、建築又は開発行為を規制、誘導する制度であり、15年1月末現在108地区において決定されています。

行政、事業者、府民が一体となった取組の強化

府民の景観への関心もますます高まる中、美しい景観づくりを総合的に進めるためには、行政が道路、河川、公共建築物などの整備やそのデザインにおいて、地域の特性に配慮しつつ、先導的な役割を担う一方、府民・事業者などとも共に手を携えて取り組むことが必要です。

西高瀬川の京の川再生事業については、水量確保と併せて、川沿いの公園などと一体的な親水整備を進めることとしており、13年度は下京区の七条第三小学校付近において、住民ニーズを的確に把握し、更に住民意識の向上を図るため、ワークショップを開催し整備案づくりを行いました。